

○山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令

〔 平成25年9月2日 〕
〔 本部訓令第13号 〕

〔沿革〕 平成27年3月本部訓令第4号

(概要)

この訓令は、山梨県警察における宿直勤務及び日直勤務について、必要な事項を定めることを目的とする。